

職発 0317 第 3 号

平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公印省略)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号。以下「令」という。別添 1 参照。）が、平成 23 年 3 月 13 日付で公布され、同日から施行された。このため、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。別添 2 参照。）の規定の一部が適用されることとなった。具体的には、法第 2 条第 1 項の「特定非常災害」として平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害が指定（特定非常災害発生日：平成 23 年 3 月 11 日）され、その被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第 3 条）及び期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第 4 条）等が行われることとされた。

これを受けて、平成 23 年 3 月 17 日付で、厚生労働行政に係る法第 3 条第 1 項の措置の対象等を指定するため、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 23 年 8 月 31 日とする措置を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 56 号。以下「指定告示」という。別添 3 参照。）を告示した。

これらに伴う職業安定行政に関する留意点等は下記のとおりであるので、この内容について御了知の上、関係者への周知など事務取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本件については、別添4のとおり内閣府政策統括官（防災担当）及び総務省行政管理局長から依頼があったことを申し添える。

記

第1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（法第3条）

1 指定告示による満了日の延長（法第3条第1項・第2項）

（1）指定告示の対象範囲

令第2条により、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対し、法第3条の行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、法第3条第2項に基づき、指定告示により、厚生労働行政に係る当該措置の対象となる法第3条第1項の特定権利利益及び対象者が指定された。

職業安定行政に関するものは、次のとおりである。

① 対象となる特定権利利益は、次のとおりである。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成23年4月9日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第33条第1項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成23年4月9日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成23年6月10日までに当該許可の有効期間が満了する者

第5条第1項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	を除く。)
---------------------------	-------

② 当該措置の対象者は、特定被災区域内に主たる事務所を有する者である。

なお、特定被災区域とは、平成23年東北地方太平洋沖地震（長野県北部の地震を含む。）に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部である。東京都は含まない。現時点版は別添5-1、5-2参照。随時更新されうるため厚生労働省ホームページの平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震関連情報（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j15.html>）を参照すること）とする。

③ 当該措置による延長後の満了日は、平成23年8月31日である。

(2) 許可の有効期間の延長の取扱い

① 平成23年4月10日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業の許可並びに平成23年6月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する一般労働者派遣事業の許可については、特定被災区域内に職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者であれば、当該許可の有効期間が平成23年8月31日まで延長される。

この間、新たな許可証は発行されないが、現在の許可証のもとで事業主は引き続き事業を行うことができる。平成23年9月1日以後、事業を継続する場合、平成23年9月1日付の許可更新が必要となる。

② 対象となる事業主については、次回の許可更新は、平成23年9月1日となるため、有料又は無料の職業紹介事業については、30日前の平成23年8月1日までに許可更新の申請を行い、一般労働者派遣事業については、3か月前の平成23年5月31日までに許可更新の申請を行うものとする。

このため、平成23年4月10日（一般労働者派遣事業の許可については平成23年6月11日）以降に許可の有効期限を迎える事業主が、

既に許可更新の申請を行っている場合については、平成23年8月31日まで現在の許可が継続することになるため、延長された有効期間の満了後の許可更新の手続きについては、既に提出された申請書を用いて行うものとし、再度の申請書の提出を求めないこととする。

その他、その判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

(3) 該当しないものの取扱い

平成23年4月9日以前に有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業の許可並びに平成23年6月10日以前に有効期間が満了する一般労働者派遣事業の許可については、告示の対象とせず、有効期間の延長は行わない。これは、有効期間の満了後も事業を継続するためには、更新を希望する30日前又は3か月前である平成23年3月10日より前に許可更新の手続きを行うべきこととなっており、許可更新の意思がある場合は特定非常災害発生日より前に許可更新の手続きが既に行われたことが想定されるためである。したがって、このとき、既に許可更新の申請を行っている場合については、通常どおり、許可更新の手続きを行う。

2 個別の満了日の延長（法第3条第3項）

- ① 法第3条第3項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出があったものについては、8月31日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。
- ② このため、特定被災区域に主たる事務所を有さない有料又は無料の職業紹介事業並びに一般労働者派遣事業の事業主から、上記の措置の申出があった場合には、本省において、個別の事情を勘案して、許可を延長することとする。

当該措置による延長後の満了日は、平成23年8月31日までとする。

個別の事情の勘案に当たっては、主たる事務所は特定被災区域内にないものの、特定被災区域内の事務所の情報が許可の更新申請に必要なため期限に申請書類が間に合わない場合や、既に申請書類を提出すべき事業

者であることから申請書を提出しているものの、申請書の修正等を行っている場合で、被災により有効期限内の修正等が行えない場合については、許可を延長するものとする。

- ③ 許可の延長を認めるか否かは、本省において判断するため、各労働局において、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場合、当該書面を本省に送付されたい。

第2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条）

（1）法第4条の措置

令第2条により、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対し、法第4条の期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、平成23年6月30日とされた。

このため、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときは、当該義務が平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任は問われない。

当該措置は、全国の区域について、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害による場合に適用される。

職業安定行政に関するものは、別添6のとおりである。

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に起因して義務を履行することができないか否かの判断においては、主たる事務所が被災地にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合（資料の保管が被災地でなされている場合など）は災害によるものと判断する。

なお、本取扱は本来の義務の免除、履行期限の延長を行うものではないことに留意されたい。

その他、判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

担当連絡先

【第1及び第2のうち別添6の2～4に関する事項】

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

富永 （内線5312）

【第2のうち別添6の1に関する事項】

派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課

名田、熊田 （内線5642、5773）

【第2のうち別添6の5～16に関する事項】

高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課

領五、柳 （内線5855）

【第2のうち別添6の17～23に関する事項】

雇用保険課

高澤、平岡 （内線5343、5344）